比較経済思想序説

――マルクス、 ウェーバー、 ハイエクを超えて(第二回)

山 朝 治

平

和魂洋才を超えて

Ξ 限定合理性・言語ゲームと普偏的価値(以上、第一回、第二八号)

自生的秩序とカリスマ

四

文明化と産業化(前半)(本号)

は今回で打ち切ることにする。続きは同書をご参照いただきたい。 なお、本論文全体が私の論文集『比較経済思想(仮題)』、近代文芸社、近刊に収録されることになったので、連載

三 自生的秩序とカリスマ

変化に関する進化論的説明の部分とに分けることができよう。 設計の結果ではない秩序だった構造⑸に関するハイエクの理論が、有力な手掛かりとなる。 新たな理論が求められることになる。ここでも、 理論は、 人間社会を外在的に設計・変革することが不可能であるとすると、 社会の諸成員による、 ルールに従う行為の、 自生的秩序、すなわち「多くの人間の行為の所産ではあるが人間的 非意図的所産として秩序形成を説明する部分と、 社会秩序を形成したり変化させる要因に関する、 自生的秩序に関する彼の ルール自体の

ル 行われ得ないことになる。 ことはありえず、 ルールに従うということは根源的なものであるから、 体が自生的に発生することまで要請するものではない点に注意する必要があろう。 ールの部分的な変化によって秩序の変化が引き起こされることになる。 前者についていえば、 ルールの意図的な創設や変更も、 ルールを所与とした、秩序の自生的ないし非意図的な形成という彼の主張は、 その意味で、ある時点についてみると、所与のルールから秩序が自生的に形成されており、 既存のルールの一部を受容した上での、 何のルールもないところで全てのルールが意図的に設計される とはいえ、 部分的な変化としてしか 人間のあり方として、 ルールそれ自

みが、 存することはありうるのである。 ハイエクは、「なお自生的と叙述されなければならない秩序が、熟慮の上の設計の結果であるルールに全面的に依 すなわち法というルールの一部のみ(これらの場合でも決して全部ではない)が熟慮の上の設計の所産であり、 いかにしてルールが変化するかに関する理論化が、社会科学的には非常に重要な位置を占めることにな 勿論、 われわれが熟知している種類の社会では、 実際に人々が守るル ル 0 一部の

法の一 道徳や習慣というルールの大部分は自生的に成長してきたものである②」と述べており、熟慮の上で設計されるような、 部 (制定法) Ł 自生的すなわち非意図的に成長してきた道徳・慣習・非制定法などとを分けている。 ハイエ

前者よりも後者を可能な限り尊重しようとする点にあるといえよう。

クの思想の特色は、

優れた遺伝子が適者生存によって残るように、異なるルール るところの、以下のような進化論的メカニズムによって引き起こされる。「より有効な行為秩序をもたらすルールをた して、より有効な、すなわち人間集団のさらなる繁栄をもたらすようなルールが残存することになる。 またま取り入れた集団が有効性の劣る秩序をもつ他の集団より優位に立つ傾向がある⑶。」かくして、環境への適応に 彼が後者を尊重しようとする理由は、 次のようである。それらのルールの自生的変化は、 (を採用している集団) の間の競争という淘汰過程を通 人間に多くの利益を与え

行 有益であると認識していたために、 であったことはほとんど疑いえない。 であった価格の可変性、 その例として、 その違反の結果、 じい しかも、 ルー 特に土地における限定付私有財産権の承認、 その後それらを実践する集団に有益となる慣行を始めたにすぎない似。」すなわち、 ル ハイエクは慣習的経済から自由市場経済への漸次的歩みを挙げている。「部外者との物々交換の黙認に の発生はいわば突然変異であり、旧来のルールが支配している社会内にあってはルール違反であるが、 違反者 (の集団) 貨幣の貸し付け それらのルールを導入したのではない。 が成功をおさめることによって、 ……開拓者でなければならなかった法律違反者は、 (特に利付きの) 契約上の義務の強制、 といったものがすべて、 それが新しいルールとして広く普及してゆく。 かれらはただ、自分たちに有利なある慣 同業の職人との競争、 最初は、 新しいルールがその社会に 慣習ル 社会全体の利益を熟 ルル もともと慣習的 に対する違反

述べている。

必ずしも望ましい社会変化を保証しない。以下において、そのことを具体的に指摘し、ハイエクの自生的秩序の理論 彼の言う進化論的メカニズムが、 の限界を明らかにしてみよう。 このようなハイエクの議論が、 彼の考えているほど適用範囲の広いものではなく、また、 社会秩序の変化の一部をうまく説明していることは、否定できないだろう。 そのようなメカニズムは

めに、 じめたものであり、 た大規模な再分配経済に依存しつつ発展したことを示している。 ものを交換手段として使うことを禁じた⑮。このような鋳貨の起源は、地中海世界における貨幣経済は政府を中心とし 政府による行政的目的、 鋳貨の発明であることは、言うまでもあるまい。地中海世界における鋳貨は、本来、商品交換の手段としてではなく、 ローの伝統の二つである。 彼の立論の支えないし例証となっているのは、 商品交換における交換手段としても使われるようになり、それが普及したのちにはじめて、政府は鋳貨以外の 政府が鋳貨による租税などの支払いを受け付けることがその交換価値をも保証することになるた すなわち、 前者に関して言えば、 政府を中心とする再分配経済の運営のための媒体として政府によって発行されは 貨幣、 自由な貨幣経済・市場経済秩序の発達と、イギリスにおけるコモン・ すなわち一般的に受容される交換手段の発達の一つの画期が スミスをはじめとする、 反重商主義的な古典派経済

せたわけでは する大規模な再分配経済なくしてはありえなかったのである㎝。確かに、政府は貨幣を交換手段として意図的に普及さ 源を政府とは独立のものとして考えるが、それは、 その発想を受け継いだ、 ないが、 政府の存在を捨象した、 マルクス派やメンガーからハイエクに至るオーストリー学派は、 純粋な商品交換の世界において貨幣が自生的に生成するという、 事実認識として誤っており、 市場経済の発展は国家権力を中心と 市場経済や貨幣の起 マル

クスやメンガ

ーの理論は事実に反しているのである。

イ 5 他の交換手段を圧倒してゆくという、交換手換間の競争と淘汰が存在することを示している。 定するものであり、 値の管理能力において政府は民間銀行よりも劣っているとするハイエクの議論を支える、メンガー的貨幣生成論を否 る傾向が強く見られるので、 ることになろう。 エ かのかたちで支持するということが淘汰過程において有利に働く場合がある。 鋳貨がもともと政府によってその価値を保証されていたがゆえに交換手段として普及した、 クは、 政府の役割を極小化する目的で自生的秩序の理論を考えたがゆえに、このような政府の役割を見落として しかし、 むしろ、 この種の政府の役割は日本理解にも欠くことができないものである。 とりわけ、 政府が再分配手段としての価値を保証するものが交換手段としての信認をも勝ち取り、 日本人には、 錦の御旗を戴くことによって競争相手よりも優位に立とうとす 政府の社会への介入を極端に嫌うハ ということは、 したがって、 政府が何 貨幣価

支える法は、 まず、 ハイエクの法理論には根本的な難点があることを示唆する、 諸個人の期待を抽象的ルールによって調整する、 (公法にほぼ相当する)との唆別を理論上要請する。そして、前者に関しては、そのうち、 私法や刑法の如き法であるとし、 以下のような問題がある。 それと行政組織の運 彼は、 自生 一的秩序を

コモン・

ローに関するハイエクの理解の問題点について見てみよう。

は 「英語には、 力の肥大化に抵抗するために後に普及した思想である、 れている規定から明瞭かつ明確に区別する単語は一つもない®」のである。このことは、言語という深層意識において さらに、 って制定されたものではない法を、古代ギリシャ人にならってノモスと呼んでいる。ノモスは、「ローマ人のイウス(ius) (他の欧州諸国語で droit, Recht または dritto として loi, Gesetz または legge から区別されるもの……)」であるが、 イギリス人は権力によって制定された法(ハイエクはそれをテシスと呼ぶ)からノモスを区別していないこと、 コモン・ローには本来、 権威によってつくられ、『定められ』、『措定』された規定を、その起源に気付くことなく一般的に受容さ テシス的性格があり、 ということを示唆している。 それをノモス的なものとみなすのは、 絶対主義期における権

厖大な集積にほかならなかった」のであり、とりわけ、「法の変更によって権利が変更されるということはありえず、 使われている国に関しては、「中世においては『法』と『権利』との間に区別がなく、 ル りえない。」というように、 6 の存在を法として認めようとする発想はみられなかった。 っさいの 次に注意すべきことは、 『権利』 は、 権利者自身の意思にもとづくものでないかぎり、他の力によって動かされるということはあ ノモスを表わす単語がしばしば個人の権利をも表わすということである。これらの単語が 権利尊重が最優先され、ある個人の権利主張を制約する、 諸個人に共通に適用されるルー 『法』とは『権利義務関係』の

٤ する一つの権利を生み出すというのが、名詞『権利(right)』の意味である。 それに対して、 特定の行為を禁ずるルールの集合体が個人に許容する領域を権利と考えている。 個人は自分の領域に対する権利をもつのであり、 コモン・ローの思想に従うハイエクは、「正義に適う個人行動のルールの一つ一つが、個々人の対応 それを守る際には、 仲間の共感や支持がえられるであろう回」 行動ルールが個々人の領域を定めている ルールから権利を導くイギリス

的発想と、 権利の集合体として二次的に法をとらえる大陸的発想とは、この点において正反対である。

制定と強制によってコモン・ローが生じたがゆえに、 ったと考えられよう。 ル イギリスにおい に従うことを強制する公権力が中世においてすでに発達していたことと無関係ではなく、 て権利イコール法という発想が生まれなかったことは、 したがって、 コモン・ローを模範とするハイエクの法理論は、 制定法と区別されたノモスの観念が、 諸個人の権利主張を強く制限し、 ノモスの存在しないところに イギリスでは生まれなか 公権力によるル 共通の ル の ル

モスを仮定するという誤った前提に立脚していることが示唆されるのである。

は、 源流としている、 公権力に求める大陸的発想は、 独占する公権力が成長すると、 権的な中世においては、自己の武力によってその実現をめざし、 利を調整するコモン・ロ それにかわって、 さまざまな社会権の発展を促すようなものであった。革命思想や福祉国家思想が 義に反するので革命によって倒してしかるべきである、とも考えられることになる。 強大な公権力への依存は不可避である。 権利と法を同一視する大陸諸国においては、 公権力の行政的裁量に調整が委ねられやすい傾向がみられるであろう。イギリスにおいては、 ということは、 ーが同時に絶対主義に対する反抗の武器となったが、 利害としての権利の主張を伴う革命を正当とみなし、 公権力にその実現を求めることになる。 それらをノモスと対立するテシスのみと結びつけるハイエクの見落としていること 人々は、それぞれの個人、 共通の法によってさまざまな権利主張を調整することはできず、 利害の対立する者と正義を賭けて戦ったが、暴力を 集団、 しかし、 階級の利害を、 コモン・ローを欠く大陸諸国におい 自己の権利を満たさない公権力は正 ノモス的な権利の観念をその一つの イギリス立憲制が知らなかった かくして、 権利として主張し、 自己の利益の実現を 諸権 分 て

比較経済思想序

である。

ものであり、 ールや秩序を生み出すとするハイエクの見解は、 く認識されていないのである。各自の目的を追及する諸主体の行為が、公権力による利害調整を欠いても自生的にル リスにおいてはコモン・ローを導入し、 そして事実に反する認識を与えるものであるといわざるをえないのである。さらに、 ごのように、ハイエクによるノモスとテシスの二分法は、イギリス法と大陸法のいずれについても、 反絶対主義・反重商主義が生み出した事実誤認に由来するものである。 大陸においては行政的裁量を発達させたところの公権力の能動的な役割が全 貨幣やコモン・ローの発達における公権力の能動的貢献を無視した 諸権利を調整するために、 極めて歪んだ、 イギ

習は国王の権力から独立したものとして過去から伝えられたものであり、権力をも拘束するとして、 保たれ、これがイギリス全土に共通の法としてのコモン・ローの確立に大きな役割を演じたのである⒀ 力の肥大化に対抗した近世イギリス人達の理解が、マンデヴィルやヒュームやヘイルを経てハイエクにも継承されて モン・ロー」と「王国の共通の慣習」とは同じ意味を表わすとする考え方に従っていた間。 刺激を受けたとするマシュー・ヘイルの説にハイエクは言及しているヨ゚。 ンリー二世(治世一一五四~八九)が確立した巡回裁判制度によって、「イギリス法の同一性が、 イエクの進化論は、マンデヴィルやヒュームに由来するものであり、彼らがコモン・ローの伝統によって大きな しかし、この当時の通説は誤りである。すなわち、 コモン・ローは裁判官制定法であって慣習法ではなく、 ヘイルは、当時の通説であった、「王国 すなわち、 中央、 絶対主義的な権 王国の共通の慣 地方において

き人為的創造物の導入とを意味した。最近のある歴史家がいみじくも描述したように、『持たざる伝統の必死の探索』 あった国における統一への努力は、 イエクは、近代に至っても民族統一が遅れたドイツを例にとって、「それが保有していた伝統が本質的に地方的で ほとんどすべての自然に成長するものに対する組織的な反対と、 これに代えるべ

統一を試みるべきではない、ということになろう。しかし、一二世紀以後の西欧においては、商工業の発達による人々 を基準に他の国における統一への努力を批判している。その論理に従えば、 後には創り出さざるをえなかったことは、それほど驚くに当たらないのかもしれない⒀」と評しているが、そこで彼は、 において、ドイツ人たちが自分たちに欠けていると感じていたものを自分たちの上に強制する全体主義的国家を、 には否定するという自己矛盾に陥っている。 ギリスについては事実誤態に基づいており、 することは社会の自生的な発達を人為的に抑圧することを肯定することになる。このように、ハイエクの議論は、 の相互依存の増大は、 イギリスでは全国的な共通の慣習・伝統が、 、人々の利害を平和裡に調整するような統一権力の発達を促すものであり頃、 大陸諸国の評価については自生的進化を肯定するつもりでいながら実際 公権力による統一への努力とは独立に、 コモン・ローのごときものがない民族は 自生的に成長したと考え、 統一への努力を否定 それ 最 イ

けではなく、 「地方を巡回する巡回団の長は司法長官 (Justiciar) とよばれていたが、その職務は司法的なものに限定されていたわ ヘンリー二世のめざしたものであった。 イギリスにおいてはヘンリー二世による統一への努力が巡回裁判制度を生み、 それは国王の名代を意味していた⑽。」すなわち、 単に司法に限定されぬ、 コモン・ローを発達させた。 中央集権的統治機構の確立が しかも、

越した君主として記録されて」おり、「司法・行政・軍事の広い分野にわたる諸『改革』は、 に対してまで深い刻印をのこしている」ことにしめされるように、「動態的な歴史的現実にまさに適合した諸政策を打 ヘンリー二世のイギリス史上における意義について見てみよう。彼は「イギリス歴代の諸王のなかでもとりわけ卓 近代英国の'constitution'

国制 ('costitution') ち出し、一定の政治的・社会的秩序化への志向を指導しえたところに、その資質が認められてきた『」のである。かく ハイエクのイギリス史理解には、市場経済やコモン・ローによって特色づけられる近代イギリスの市民社会や が、 まさにそのようなものとして秩序化される端緒となった、卓越した個人による方向付けの存

在を無視し、それを自生的なものとみなすという誤りがみられることになる。

れている社会現象を科学的に分析するものとして、古典派経済学は自らを正当化したのである。この誤謬は、 為の結果は、それ故に、 派経済学も成立した。古典派を代弁するハイエクによれば、「人間的設計によってもたらされるものではない」 ス派とオーストリー学派のいずれの経済学にも継承された鱈。マルクスとハイエクは、この点においても極めて近い における国家権力の肥大化に対して市民の権利を守らんとする人々を支えたイデオロギーであり、それに従って古典 市場経済秩序やそれを支えるコモン・ローのごときルールの体系が自生的なものであるという思想は、 ただ、マルクスは、 われわれには客観的に与えられていることになる⒀」のであり、かくのごとく客観的に与えら 歴史法則までもが客観的かつ確定的に定められていると考えたのに対し、 ハイエクは、 絶対主義期 人間的行 マル . の ク

史法則を要請しない点においてのみ一日の長があるにすぎない。ただし、 在すると信じない。 「淘汰的進化に対する信念は進化法則に対する信念とはまったく関係がない。それは単にあるメカニズムの作用を仮定 示す目標を実現すべく人為的努力 しているだけであり、 法則は予測を可能にするが、 その作用の結果は、 (革命運動) をすることを肯定するが、 それが作用する未知の限界条件に完全に依存している。 淘汰の過程の結果は常に予測しえない状況に依存している匈」と、 マルクスは、 ハイエクは、 それをも設計主義に準ずる知 法則を認識して、 私は進化法則が存 それが指し 歴

的傲慢として批判する、 実践上の対立がそこから帰結することになるのである。 という重大な対立、 すなわち、 歴史的法則に基づく革命主義か理念に向かう漸進主義かとい 理念の内容を問わないとすれば、この対立はハイエクの

勝利という形で今日では決着がつい

てい . る。

け 明らかにするための格好の材料であり、 後の日本社会の秩序形成を方向付けたからである宮。したがって、日本の事例はウェ 似た位置を占めているのは聖徳太子であり、 れわれにとって、 しており、 による、 れば、 市場的秩序・近代市民社会は自生的進化の所産である、 プロテスタンティズムの秩序形成力の指摘であるといえよう。 日本の伝統に根差した経済学・社会科学を樹立することはできないからである。 ヘンリー二世のごとき、 彼の理論は極めて示唆的なものである。 世俗的性格の優越した権力者のそれについてはあまり考察を深めてい ハイエクやウェーバーなど、 太子は権力者としても宗教的思想家としても卓越した業績を残し、 というのも、 という神話に強烈な批判をなげかけたものが、 西洋の偉大な社会科学者の限界を知った上でな 日本史においてイギリス史のヘンリー二世と ウェーバーは宗教的理念の秩序形成力を重視 | バ] -の理論 の有効性と限界とを ウェ な Ĺζ ーーバー が、 その わ

令からさえ生ずることは決してありえず、 にこれほど必要な、 世代の平和、 見解である。 このことに関連して興味深いのは、ハイエクが近代の社会思想家のなかで最も偉大だとするロロヒュ 「記念すべき業績によってきわだっているすべての人々のなかで、一番の名誉が与えられるべきは、 幸福と自由を保障する法と制度の体系を後世に伝えた立法者と国家の創設者であろう。 一国における一般的徳性と善き道徳とは、 賢明な法と制度の効果であるところの、 哲学者の最も洗練された格言や、 青年の有徳な教育に由来するにち 宗教の最も厳格な命幸福のため ムの次のような 後の

1

が 、ない⒀。」 自生的秩序の思想家であるヒュームは、 他方では賢明な法と制度を樹立した政治指導者を高く評価して

いるのである。

である」が、「ウェーバーは新しい制度の形成に、さまざまな『カリスマ的』集団やカリスマ的人格の『圧力』がきわ リスマがどれだけ有効な新方向をつくり出せるかが、さまざまな社会体系間の生存しない淘汰過程にとり重要な要因 リスマの役割を強調した点に、ウェーバーのオリジナリティーがあるといえよう。アイゼンシュタットは、 めて大きく作用することを強調し、 多様な目標の有効な実現という観点から、他の人々との交換過程に入る、多様な集団や人間たちの相互活動の諸結果 しカリスマ的集団から生じるそのような発展は、多分『突然変異』にとてもよく似た社会現象である。 つことを強調した四。」すなわち、諸個人の多様な目的を調整する、 ウェーバーの制度形成論を発展させたアイゼンシュタットは、次のように述べている。「制度形成とは、それぞれの ハイエクの主張するような淘汰的進化論に組み込んで、次のように論じている。「『カリスマ的』人格な また、 新しい制度的構想の結晶と存続に、カリスマの日常化が決定的な意味を持 ハイエクのいう自生的秩序が形成される際の、 その場合、 カリスマ カ 力

くりだされた『世界像』は、 直接に支配するものは、 でありうる四の クスが人間の行為を押し進めてきたのである。つまり、『何から』wovon そして『何へ』wozu『救われる』ことを欲 このような見方をウェーバー自身が語ったものとして、次の有名な文章を解釈することができよう。「人間の行為を 利害関心(物質的ならびに観念的な)であって、理念ではない。しかし、『理念』によってつ きわめてしばしば転轍手として軌道を決定し、そしてその軌道の上を利害のダイナミッ

し、また ―― これを忘れてはならないが 『救われる』ことができるのか、その基準となるものこそが世界像だ

ウェーバーと対比すると、 ハイエクは、 理念の働きを無視し、 利害を追求する諸個人の活動の意図せざる結果とし

てのみ、秩序ないし制度の形成をとらえていることになる。

ったのである個

仕を主たる目的としてつくられた座から、 付けと保護の存在を重視したことに発するものであろう。 日本人が私的権利の正当性を主張する際に、それが全体のための公的役割を果たしていることに由来する公的な権威 を理解する際の鍵の一つである。通俗的な表現では、理念はタテマエ、利害はホンネと呼ばれる。このことは、主に、 という風に発展した回 から行われており、鎌倉御家人も奉公の代償として将軍から本領安堵という御恩を得た。商工業も、 部門たる権門勢家の職務に奉仕するためのものとして自己の私的権益を正当化することが、律令国家成立のすぐ後 同じ秩序ないし制度に属する成員が共有する理念と、 商品生産のウェイトが増すことによって、営業のための座が形成される、 個々の成員が追求する利害の二面性は、 自分の土地を権門勢家に寄進し、それによって、公権力の 日本社会の秩序原理 権門寺社への奉

業という国家的目標すなわちタテマエのもとで個々の経済主体がホンネとしての営利追求を行ってきた畑のであり、そ 日本の私的所有権や商工業は発展してきたのである。ここに、錦の御旗を戴いて競争相手よりも優位に立とうとする 要するに、対国家奉仕義務を果たすというタテマエが私的権益というホンネを守るために利用されることによって、 政府による方向付けが、市場経済の下でも西洋では考えられないくらい効果的に行われ得た。そのため、 競争と公権力への依存が両立するという、日本社会の特性が現われている。 明治以後も、 富国強兵・殖産興 政

府の影響力に着目し、タテマエだけを見る人は、日本を巨大な一つの株式会社的組織とみなしがちなのである。

ティーブン王時代の混乱と無秩序のあとに登場しており、聖徳太子は隋帝国の出現による国際情勢の危機に際して活 面であり、 カリスマによる方向付けが強く求められるのは、 その危機に対処するための新しい秩序の形成を方向付けるのがカリスマの役割である。 既存の秩序が重大な危機に陥ったような、 混乱し、状況化した場 ヘンリー二世はス

躍した。

支えてきたものが失われ、 組み直さんとする意図的な努力を全て、 生存競争に特徴的な事態を、 るような危機的状況において登場し、 乱をもたらす頻度の高い原因を防止するのに適しているが、全体の崩壊をもたらすような稀有の原因を防止するのに 序の理論を組み立てているようである。 影響力を発揮しうるのである。ハイエクは事実上、そのような集団存亡にかかわる危機的状況を無視して、 ねいて滅亡を待つことはなく、 は適さないことが多い彎」という彼の言葉から読み取れるであろう。まさに、カリスマは、放置すれば全体の崩壊に至 日常化していた秩序が危機に陥り、 聖的なものに対する人々の感受性が高まる。それゆえにその際に宗教的カリスマは多大な ハイエクは理論に組み込むことを怠っていたのである。それどころか、彼は社会秩序を 起死回生を期して意図的な大変革を行おうとする、 活躍するのであり、 混乱と無秩序の支配する状況においては、 このことは、「社会進化の過程から生じた行動ルールは、 設計主義的合理主義の名の下に一括し、社会進化に対する反動として批判し 危機に陥った人間集団は、 先に述べたように、 という人間社会における集団間 生物学的淘汰のように手をこま 社会秩序の小さな攪 それまでの生を 自生的秩

てい

カリスマいる。

、が制度

(ないし秩序)の形成を方向付けるということは、

制度がカリスマによる意図的設計を実現したも

秩序の諸力のすくなくともその一部を基礎とすることが可能となるわけである⒀。」 新しい秩序が結晶化するのを助けるような、新しい組織的核心の発展を容易にする。こうして、新しい秩序は、古い ができるし、 社会内部における社会的文化的および政治的秩序の自律性の種子が強力であればあるほど、 るための条件に関して、 をウェーバーは認めていた。 のであるということを必ずしも意味しない。 文化的秩序の自律性の存在は、 他方社会組織の分野の自律性の方は、 次のように述べている。「ごく漠然とした形でいうならば、そうした制度化の可能性は、 さらに、 中央の制度形成を支持し正統化しうる新しい象徴的王国の発展を容易にすること アイゼンシュタットは、 カリスマ達の「本来の意図からは非常にちがうもの®」が出現する可能性 以前に存在した秩序の構成物全体を崩壊させることなく、 カリスマの努力が一定の安定的な制度形態へと結晶す 大きいようにもおもわれ その

う、 カリ るともいえよう。このように、ウェーバーやアイゼンシュタットのカリスマ論は、 そのため、 イエクの自生的秩序の理論と矛盾するものでもなく、 しようとも、それら諸力の存在はその試みを挫折させ、旧秩序と新秩序との間には強い連続性が保たれることになる。 旧 それをふまえた方策を提起することのできるカリスマに導かれた社会は、 スマの努力が設計主義的合理主義の形で発揮される余地は少なくなり、 秩序を支えた諸力の自律性が強ければ強いほど、たとえカリスマが旧秩序を全面的に否定して新秩序樹立を意図 ハイエクがよしとする変革を志向することをカリスマは強いられることになる。 かえって、 安定的な新秩序が形成されることになるのである。このように、 むしろ、 ハイエクの理論を前提しつつ、それに欠けているもの 旧秩序の一部をふまえた内在的批判とい 危機を乗り越えて存続ないし発展しう 設計主義的合理主義ではなく、 また、 旧秩序の自律性が強いほど、 自律的諸力を適切に見抜

を補うものである、と評価することができよう♡。

あるヴィーコこそ、 である。この観点がデカルト主義とは極めて異質なものであることは、 義であると、 すべて、人間的創造性の最大の可能性を示すもの⒀」とするからである。これは、デカルト主義的な設計主義的合理主 と宗教組織、 な観点においては、「諸制度や文化的創造物を、社会における人々の共同の創造的努力の結果ととらえ」、「偉大な宗教 カリスマの秩序形成能力を認めるということは、 法規範と法体系の新しい型、政治指導者の新しい型、経済組織や芸術的表現の新しい型、 ハイエク的思想の持ち主は考えたがるかもしれないが、そうではないことは、すでに十分論じたつもり このような観点の提唱者であることを想起すれば十分であろう。 西洋哲学史における反デカルト主義の旗頭で これらは

先験的 に客観的に、 のではない自然を知ることはできない。人間の行為の結果ではあるが、意図的に作ったものではない、 に対して、経験的 ヴィーコによれば、知るとは作ることであり、いかに作られたかを知ることである「原因を閲した理解」である。 これら二種類の科学的知の他に、ヴィーコは第三の知を指摘した。 (強い意味での)自生的秩序は、まさに、 = 演繹的な方法に基づく幾何学は、人間が作ったものであるから、完全に知ることができるものである。 すなわち人間の作為から独立して存在し、 帰納的な自然科学は、 神が創造した世界を外面的に観察しうるのみであり、 神の見えざる手が創造した人間的自然であり、したがって、 人はそれを外面的に観察しうるのみである。 法律・制度・宗教・祭儀・芸術 人は自らが作ったも ハイエクのい 自然と同様 それ

礼儀作法などは人間の創造したものであり、人間の自己表現であり、世界観を表わしており、それらを知る方法は、

ことにはならず、 それらが た点において、 人間的現象は人間が作ったものであるから、 いかにして作られたかを追体験し、 ヴィーコは時代を先取りした独創的思想家とされている♡。 追体験・理解しなければならないとし、幾何学的方法でも自然学科的方法でもない歴史的方法を説 内側から自己理解するための、 客観的な人間的自然として外面的に観察するのではそれを知った ウエーバーの提唱した理解社会学の方法 過去を再構成する想像力である。

論

このような反デカルト主義・反客観主義の思想の系譜に属するということはいうまでもない。

的にとらえられない 能性の増大を必ずしも保証せず、逆に、 響を与えるとすると、 う希望を抱くこともできるが、 ことになる。 化過程そのものは客観的なものであるとしていたので、 はニュートン力学として手に入れたと思っていた究極的知識を、 の増大を意味し、 性が客観的なものであれば、 といった進化論者は採用せず、 内側から理解しなければならない、 イエクが明らかにしたように、 ヴィーコは、 工学的に人間や社会を理想的状態に至らしめるような、 ものである以上、 人間性に関する知識の増大は、 そうではなく、 それについての外面的知識の増大は、 しかし、 理性をはじめとする人間性を、社会進化の所産とみなしていた。 人間性が不変であるという近代自然法思想をマンデヴィル・ヒューム・スミスら 設計主義的合理主義は客観的に与えられた人間性を前提としてその諸法則に従 知識が増えれば増えるほど、 しかも、 人間がいかなる知識をもっているかということが、 人間性は人間自身が作るものであり、 時代や文化が異なるにしたがって可変的なものであるとした。 それによって人間性自体が変化してしまうので、 人間性は進化する客観的な人間的自然であるとみなしてい 人間・社会科学においてもいずれは獲得できるとい 人間や社会を自然科学・工学的に制御する可能性 制御は困難になるかもしれない®。 理想的な知識、 客観的にとらえられるものではなく 近代西洋人が自然について 人間性の内容の一部に影 しかし、 工学的制御可 人間性が客観 彼らは、 人間 進

すぎないのである。ただし、重力の法則が、確定的な未来を予測するものであるのに対し、進化過程は、将来どのよ 社会変革は、重力の法則という客観的事象を無視して設計した建造物が重力に耐えることができずに崩壊してしまう すなわち、ハイエクの批判は、自生的秩序の進化過程という客観的な事象を無視している設計主義的合理主義による いるのであるから、ハイエクは一種のデカルト主義者であり、設計主義的合理主義者であると評価されなければなら とはかなり違った質的特徴を持つことにはなる。しかし、客観的な進化過程をふまえた社会設計の可能性を主張して うな進化が生ずるかを予測することはできないという相違があるため、その不確定性をふまえた社会設計は建築設計 いれなければならないと同様、正しい社会設計は自生的秩序の進化過程を計算にいれなければならないということに のと同様に、 イエクの設計主義的合理主義・デカルト主義に対する批判の不徹底は、客観主義の残存という点にも表われている旨。 いつつ社会をデザインしようとするものであるから、それは原理的に不可能な試みであることもあきらかである。 カリスマと旧秩序を支えた諸力との関係をアイゼンシュタットのようにとらえることによって、 社会を崩壊させてしまうと主張しているにすぎず、したがって、正しい建築設計は重力の法則を計算に われわれは、 ハ

ハイエク『法と立法と自由Ⅰ』、 五一頁 自生的秩序の理論を客観主義的誤謬から救うことができるのである。

- (4) (3) (2) (1) 同、一二九頁。
- (5)同、二二六頁 ハイエク『法と立法と自由Ⅱ』、二二三~四頁。

- (6)Grierson, P., "The origins of Money", Research in Economic Anthropology, vol. 1, 1978, p.4.f. ' 参照'
- (7)業発達史の研究』、御茶の水書房、参照 ヒックス、J・R、 新保訳『経済史の理論』、日本経済新聞社、 一九七〇年、第二~三章、日本については、 脇田晴子『日本中世商
- (8)ハイエク『法と立法と自由Ⅰ』、一二四頁、一六二頁。
- (9)世良晃志郎「中世法の理念と現実」、『岩波講座世界歴史7 中世ヨーロッパ世界Ⅰ』岩波書店、一九六九年、四一九頁~二一頁。
- (10)ハイエク『法と立法と自由Ⅱ』、一四二頁
- (12) (11) ハイエク『法と立法と自由Ⅰ』、三二頁
- 新井正男『イギリス法の基礎 改訂版』、文久書林、一九七九年、一五二頁。
- (13)同、五一頁。
- (14) ハイエク、F・A、嘉治訳『個人主義と経済秩序』、春秋社、一九九〇年、三一~二頁。
- エリアス、S、赤井他訳『文明化の過程』、上下、法政大学出版局、一九七七・八年、参照
- 新井『イギリス法の基礎』、五〇頁。
- (17)九七〇年、二四三頁。 佐藤伊久男「一二・一三世紀の西ヨーロッパ諸国 一 イギリス」、『岩波講座世界歴史10 中世ヨーロッパ世界Ⅱ』、岩波書店、一
- (18)ハイエク『法と立法と自由Ⅱ』、八七頁
- 基礎理論』、新世社、一九九〇年がある。 九九〇年、参照。マルクス風の経済原論にメンガーの貨幣起源論を取り入れたものとしては、須藤修『経済原論 マルクスとメンガーの方法論の近さについては、馬渡尚憲『経済学のメソドロジー ― ― スミスからフリードマンまで』、日本評論社、 資本制経済の
- (20)ハイエク『法と立法と自由Ⅲ』、二六九頁注18。
- (21)行される予定である 平山朝治「仏教社会としての日本」、参照。なお、本論文の改訂版が著書『「日本らしさ」の地層学(仮題)』として情況出版より刊
- ハイエク、F・A、田中・田中訳『市場・知識・自由 ― -自由主義の経済思想』、ミネルヴァ書房、一九八六年、一二三頁、
- Hume, D., The philosophical Works Vol. 3 Essays Moral, Political, and Literary, Scientia Verlag Aalen, 1964, p.127
- アイゼンシュタット、S·N、梅津他訳『文明形成の比較社会学 —— ヴェーバー歴史理論の批判的展開』、未来社、一九九一年、五
- 比較経済思想序説

- (25)
- (26)ウェーバー、M、大塚・生松訳『宗教社会学論選』、みすず書房、一九七二年、五八頁
- 脇田『日本中世商業発達史の研究』、第二~三章、 参照。
- ところでは、人びとが望んだからこそ作りだされたものなのだが、しかしそのことは人びとの自意識からは隠蔽され、天皇はひたすら みずからのなかからその可能性と活力とを汲みだそうとして、権威ある中心を求めた……。したがって、権威としての天皇は、究極の に超越性と絶対性へと奉られた。……天皇を権威化しようとする社会的活力は、さまざまな社会的地平からそれぞれの "自由" を媒介 としてたえず湧出してくるのだから、天皇は、そうした活力の多様性に対応できるよう、超越性と多義性をあわせもつ権威として君臨 た方が、その使命に相応しかったのである。」(安丸良夫『近代天皇像の形成』、岩波書店、 このことが、近代天皇制を理解する鍵でもある。「広汎な人びとが天皇の権威を介してみずからの願望や欲求に普遍的な意味を与え、 一九九二年、二八〇~一頁。
- (31) (30) アイゼンシュタット『文明形成の比較社会学』、一九頁。

ハイエク『法と立法と自由Ⅱ』、三五頁。

- ルールを否定するためには、また、それを多くの人が支持する(企業者の場合、新奇な新製品が人気を呼ぶなど)ためには、しばしば、 ビジョンや構想を持った偉大な個性の持ち主を設計主義的合理主義者として意識的に排除しているようである。しかし、常識と化した 益のためにルール違反を犯すような比較的視野の狭い人々を想定しており、ウェーバーのカリスマやシュムペーターの企業者のような、 に対する反逆に求めているので、ハイエクとウェーバーの発想には相通じるものがあると言えよう。ただ、ハイエクは、自分たちの利 うカリスマの性格に相当するものである。ハイエクも新しいルールの源泉をルール違反、すなわち既存の「伝統的または合理的規範 または合理的規範に対して革命的な態度をとる」(ウェーバー、M、世良訳『支配の社会学II』、創文社、一九六二年、四〇八頁)とい 変わらない」(同、六頁)と指摘しているが、これは、「一切のものを価値変革し・至上者的に破砕することによって、あらゆる伝統的 作るのはバランスの取れた常識人ではなく、その時代の社会規範からすると多少とも『気のふれた』人々であるというのはいつの世も 抜き、まさに新結合を遂行し、産業社会の次の文脈を形成していく企業者機能」(一三四頁)に着目している。彼らは「新しい秩序を を挙げたが、今井賢一・金子郁容『ネットワーク組織論』、岩波書店、一九八八年は、その他に「カオスのなかで新たな事業機会を見 きよう。彼は旧い均衡・システムを新結合によって創造的に破壊し、新しい均衡・システムへの移行を方向付けるという企業者の機能 経済活動においてカリスマに相当するものとしては、シュムペーターが唱えた、新結合によって革新を行う企業者を挙げることがで

カリスマ・企業者的な偉大さが不可欠であろう。

- (33)アイゼンシュタット『文明形成の比較社会学』、一九頁
- バーリン、I、小池訳『ヴィーコとヘルダー ―― 理念の歴史・二つの試論』、みすず書房、一九八一年、参照。
- (35) (34) ハイエクはヴィーコよりもマンデヴィルを反デカルト主義の社会理論家として高く評価している(『個人主義と経済秩序』、 コリングウッド、 R・G、小松・三浦訳『歴史の観念』、紀伊國屋書店、一九七○年、八六~九○頁、

注10)が、このことも彼における客観主義の残存に由来するものであろう。

几 文明化と産業化 (前半)

ど十分強力な、旧来の制度を支えた自律的諸力が存在していなかったことによる。 革命をめざす運動が非常にさかんだったのは、カリスマの変革を制約し、設計主義的理性による試みを挫折させるほ において、デカルト主義から社会主義へと至るような設計主義的合理主義が有力視され、社会秩序の全面的変革たる 以上の考察から、とりわけ、アイゼンシュタットの説から、次のことが示唆されよう。近代ヨーロッパの大陸諸国

体が自力で自分の権利を守ることによって、さまざまな勢力のバランスとして正義にかなった法的秩序があらわれる 央集権制を樹立するのには不適当な、 権利を満たさない権力に対する革命運動の激化を帰結することになったのであるから、 そのような権利観念は、一方では利害を調整するための中央集権的国家権力の行政的裁量の極度の増大を、他方では、 というものであり、人々の相互依存が増大し、自力で権利を守ろうとする諸主体間の争いが頻発するようになると、 する無秩序に対処すべく、 ところで、権利と法とを同一視する、旧秩序の観念という自律的な力は、本来、 啓蒙主義的理性による社会設計が試みられるようになったと考えた方がよいであろう。そ 秩序攪乱的な力である。そのようなものが強力に残存してしまい、それに起因 分権的封建社会において個々の主 分権制を克服して秩序ある中

ては、 権化と市民の権利をめざしたフランス革命などの市民革命、 社会の大規模化は、 とりわけフランスとドイツは、 立すべき自立的諸力がキリスト教とローマ法によって根絶されてしまった。その結果、 土着的な法が抑圧されるというふうにして、 に破壊し(イギリスは島国ゆえに、 ッパ大陸諸国においても、 スト教、 分権制にのみ適合的な自律的力をいかにして克服するかという課題が、カリスマに負わされることになる。 成の際には無力化されなければならない、ということを示唆する。 的にしか働かないような自律的力は、 して、この、 った国民国家の対立の帰結としての二つの世界大戦、 これらの不安定の根本的原因が、 社会の大規模化・中央集権化にさいして、否定すべきものを生き長らえさせ、否定せずにその上に新秩序を樹 権利意識は、 コモン・ローと立憲君主制が、 人間 分権的な体制から集権的な体制への移行においては、 [の知的限界を知らない理性による設計主義的合社主義は、 普偏性の高い宗教と統一的な法制・国制の導入とを伴うものである。 ローマ法の権利観念との適合性が強いために生き残ってしまった。このように、大陸諸国におい キリスト教はあったが、魔女狩りや異端審問といった狂気に陥って土着的宗教心を徹底的 なかなか安定的な制度を確立することができず、 カトリック教会の統制が弱く、いずれも不徹底であった)、 個人や国家の権利は神聖にして侵すべからずとする、 それがいかに強力なものであれ、 日本においては、 土着的な自律的諸力の多くが無力化されてはいる。 といった波乱を引き起こす、不安定な社会になってしまった。 仏教、 労働者の権利をめざした社会主義運動、 律令格式と天皇制が、その役割を果たした。 その意味で、 分権制にのみ適し、 中央集権的な大規模社会の秩序ないし制度形 第二の秩序攪乱要因となったのである。 絶対主義権力の肥大化、 社会の規模の飛躍的増大の際には、 近代のヨーロッパ大陸諸国、 集権制においては秩序破壊 イギリスにおいては、 封建遺制の権利観念である ローマ法が導入され しかし、 絶対的主権を持 さらなる集 秩序攪乱的 一般に、 3 キリ

「封建遺制」を批判するという奇妙な思想であって、近代主義と呼ぶことは不適当であり、反動的な西欧中心主義と呼 しろ、 ことは明らかである。 西欧大陸的な個の自立を意味する権利観念こそが封建遺制であるから、 戦後日本の近代主義は、 日本人の個の自立の欠如・集団主義を封建遺制として批判したが、 西欧大陸的な封建遺制を根拠に日本の む

ぶべきであろう。

ずれにせよ、宗教と世俗的政治・法の両分野において、 の中央集権化の過程における、 たといえよう。 そのため、 このようにみてくると、近代ヨーロッパ大陸諸国は、キリスト教とローマ法によって過去を否定し過ぎたのであり、 理性によって新秩序を設計しようという設計主義的合理主義の蔓延をさけることができなくなってしまっ したがって、 啓蒙主義時代の設計主義的合理主義だけを批判するのでは不十分であり、 キリスト教のありかたやローマ法導入のありかたが問題にされなければならない。 優れたカリスマによる方向付けを得ることができなかったの 一二世紀以後

彼の本来の精神への回帰によって、 れに属する人々を半永久的に方向付けし続けることになるのである。そして、その民族の彼に続くカリスマの多くは、 のカリスマが、 イギリスにおけるヘンリー二世、 かに重要なものであるかが分かる。 民族の再活性化をめざすことにもなる。 日本における聖徳太子のごとき社会の大規模化・中央集権化の際 そのようなカリスマは、 国家や民族のなくならないかぎり、そ

が、

ヨーロッパ大陸諸国の悲劇の根本的原因であるということができよう。

立根拠を法理論的に問題にした、 の問題に関する古典的な理論は、 社会の大規模化・中央集権化についての、 ホッブズ、 しばしば未開社会と同一視された自然状態から出発して、 ロック等の社会契約論であり、 われわれの理論的立場をより明晰にしておく必要があろう。こ それが発展し、 具体的な歴史理論となっ 国家権力と市民社会の存

名な、 洋的・イギリス的なものである。したがって、商業の発達を基準とすることなく、より一般的に、社会の大規模化、 によるとする発想は、ハイエクにも受け継がれているものであるが、そのような未開と文明のとらえかたは極めて西 され、文明化の原動力として、商工業の発展が重視されている⑫。文明や自由が商業の発達に伴なう人々の徳性の洗練 たものが、一八世紀にさかんになった、 狩猟→牧畜→農業→商業の四段階論であり、そこでは、 未開から文明への移行論である⁽¹⁾。その頂点をなすのが、アダム·スミスの有 狩猟・牧畜・農業の三段階は未開、 商業段階は文明と

類学における、 いわゆる未開社会が、大規模で中央集権的な社会の対極に位置するので、未開社会の研究を重視してきた人 未開社会の特色付けを見ておこう。中根千枝によれば、未開社会の特色として以下の三点を挙げるこ

中央集権化に着目して、未開から文明への移行を考える必要があろう。

①余剰生産が存在しないか、存在しても急速に消費し尽くす儀礼によって解消されるため、階層が未発達であり、 治的特権をもつ者とそうでない者との分化があっても、 実際の経済生活においては顕著な差がな 政

②文字がない。 そのため、 遠隔地の統制が困難で、広い領域を長期にわたって統治することが不可能である。 したが

③社会の規模が小さい。

けられよう。具体的には、

これと対比すると、 末開社会の対極にある文明社会は以上の三条件のいずれもが成立していない社会として特色づ

I余剰生産が存在し、階層が発達している。

Ⅱ文字があり、 それを使って遠隔地を統制する統治技術が存在する。 したがって、

Ⅲ社会の規模が大きい。

人口 七、文字の使用。八、暦の採用。九、生活必需品の長距離交易。一〇、専業工人が渡り職人ではなく定住。一~六が、 王や神のための記念物 monument の建設。 五、 肉体的生産労働と支配層の知的労働の分離。 六、 専業的芸術家の存在。 文明社会の特色をさらに細かく述べたものとして、チャイルドによる次の一〇の指標を挙げることができる心。一、 の集中。二、支配者・官吏・手工業者が農民の生み出す余剰に寄生。三、租税ないし神への奉納品の存在。 四

t

八が II、

九

一○がⅢに対応する。

的性格が強固であった。 日本の弥生時代から古墳時代中期においては、稲作によってIが成立していたが、文字が使われておらず、 よりも強くみられたが)。日本の場合には朝鮮や中国からの文字や統治技術の導入が、西欧の場合には商工業の発達に よって統治技術として十分に利用されてはおらず、 スミスやハイエクの文明観の背景にあるがゆえに、それらは西欧中心主義的であると言わざるをえないのである)。 よる相互依存の増大が、社会の中央集権化、大規模化を促した⑤(このような西欧文明化の特殊性が、 このように未開社会と文明社会とを定義すると、一般に、いずれでもない社会が存在しえることになる。たとえば、 かなり自生的にⅡ、 わゆる四大文明においては、 また西欧中世においては、 Ⅲも成立する傾向がみられる。 人工灌漑農業が発達してⅠが成立すると、大河川流域の利害調整のため 分権的な封建制が行われていた(イギリスは中央集権的色彩が他 Iが成立していたが、文字は主に聖職者が使い、 世俗的権力者に 商業を重視する 地方分権

や③が根強く残存することがありうることになる。そのような社会においては、 したがって、 人々の意識も未開の心性を色濃く残すということになり、そのような社会状態は準未開社会と考えるべきであ かくして、 Iが社会の大規模化を自動的に保証するのではなく、 末開ないし準末開の状態から脱出する過程を、文明化と定義することができよう。 地理的条件などのために、Ⅰが成立しながら② Iが成立しながら、 社会の規模が小

会の安定的制度が確立すると、 ろう。なぜなら、その力に逆らうことなく、それを利用しながら制度形成が試みられるからであり、ひとたび文明社 商工業の発達であることになり、 準未開社会における、 文明化の原動力は、 それはその民族に半永続的な方向付けをあたえることになるからである。 そのような、文明化を促す力が、それぞれの社会の個性を大幅に規定することにな Iではなく、 日本においては主に大陸との政治的関係、 西欧におい ては

大とともに、社会に属する諸個人が一つの目的のために指令通りに動く体制は行き詰まり、 偉大な社会とは、 であり、社会全体が一つの目的を追及する組織であり、諸個人はその目的に全面的に従属している。 であり、社会主義や福祉国家は部族社会への退行をめざす反動とみなされることになる。 規模に伴う変化の両端に位置する理念型的概念であるといえよう。 ら抽象的かつ普偏的なルールへと秩序原理が変質してゆくのであり、 ハイエクが好む二分法のひとつに、部族社会と偉大な社会の対比がある。部族社会とは未開の部族を典型とするもの このような理論的枠組みを前提として、まず、ハイエクの思想の、これと関連の深い論点について吟味してみよう。 具体的に言えば、 普偏的に適用されるルールの規制の下で諸個人はそれぞれ自分自身の目的を追及するような社会で 自由な諸個人からなる市場秩序が支配的な社会である。ハイエクによれば、 そして、 部族社会と偉大な社会は、このような社会の大 そのような方向に沿う動きが文明の進歩 しだいに具体的な指令か 社会の規模の拡 それに対して、

単一 から、 徳の相対主義を採用しているので、 なすハイエクの一元的価値尺度は、 このような、 の理想を掲げ、 単系的進化論の一種と呼ばざるをえないのである。多様な反対者に一つのレッテルを貼って非難するやり方も、 自由市場的秩序の全面的展開を理想とし、 それに反するさまざまなもの一切を部族社会という単一のカテゴリーに一括してしまうのである マルクスのように単系的な進歩を必然的な歴史法則としては提示しないが、 極めて単系的な進歩史観である。 それに抵抗するものを部族社会への退行をめざすものとみ もちろん、 彼は淘汰的進化論を説き、 文化や道 ある

くる。 に対し、ハイエクは共同性を部族社会的なものとしてしりぞけ、市民社会の純粋化を理想とした、 部族社会を原始共同体、 ル クスは、 原始共同体における共同性と市民社会における個人の自立とが共に実現する社会を理想としたの 偉大な社会を市民社会と言い換えるならば、 ハイエクとマルクスの類似はさらに目立って という違いがある

ルクス主義に極めて良く似た発想である。

にすぎない(6°

ジア的な大文明は、原始共同体の延長上にあり、ギリシャに至って自立した個に基礎を置く真の文明が発達しはじめ 人からなる市民社会が形成されると考えていた。 アジア的共同体の上に成立したものと考え、 ン的共同体では、 ては未発達であるために専制的支配が可能になったとした。そして、ギリシャ・ローマの古典古代の共同体やゲルマ という認識がある。 ルクスは、 アジア的専制と彼が呼ぶアジアの中央集権体制を、 共同体的土地共有が解体し、 すなわち、原始ないし未開から文明への移行の本質を、共同性のなかに埋もれていた個が自 私的所有に基く個(家族) 私有に基く個の自立が現れており、 したがって、 マルクスには、古代メソポタミアやエジプトを含むア 原始共同体の性格を濃厚に残し、 の共同体からの自立がアジア的共同体におい その延長上に、 自立した自由な個 耕地を共有する

起点とする点でマルクスと一致している。

世の法意識はまさに、 く表わしている。 文明が開化しているのである賃。このように、共同性が比較的少ない、個の自立性の高い社会は未開社会の特色であり、 学などからみて、 押し付けたものであるなど、彼が論拠としたものはすべて、実際には彼の理論を反駁するものである®。さらに、 ŧ 会的法意識にほかならないのである。このように、 したものは、 の古代文明は未開の延長にすぎないとする見解は、西洋人の歴史認識に極めて根深くみられる偏見である。 !の自立性が最も高く、最も市民社会に近いとマルクスや大塚が考えたゲルマン的共同体閊こそ、未開社会の特徴をよ や命令系統などは未発達であり、その意味で未開社会こそ共同性が極めて少ないものであったが、 このようにギリシャにおいて真に未開の状態から脱した文明が始まったとし、それ以前のメソポタミアやエジプト この見解は明白な事実誤認に基いているからである。 社会全体の利益のために小経営の自立性を抑圧するような農業経営が発達し、そこから人類最初の高度な 実際には植民地政府や地主など支配者が搾取を強化するために耕作者の私的土地所有を否定して上から そして、 未開社会においては家族的規模の小経営の自立性が強く、個を規制・抑圧する大集団の共通のルー 全体の調和を問題とせず、個の権利主張を全面的に許容するという、 社会を構成する諸主体(個人、 マルクス主義や、その影響を強く受けた戦後日本の近代主義は、 集団、 まず、 階級など)の権利と法とを区別しない大陸西欧の中 マルクスがアジア的共同体の耕地共有の残存とみな 個の自立性の強い 人工灌漑の採用 考古

に、 西欧大陸的な、 れに対して反省を深めつつあったものを支持するという、奇妙なことを試みたわけである。 として高く掲げていたのである。戦後日本の近代主義は、 のにも制限されない個の権利と、諸権利を調整するための絶対的権力とを要請することになったものをそれらは理想 めて重大な過誤に陥っていたことになる。すなわち、二つの世界大戦という破局に至った最大の要因である、 ナチズムを生み、第二次世界大戦の直接の原因となった大陸西欧的思想、ウェーバーを含めた西洋の知識人がそ 個の自立の理念や権利意識を文明の基準とし、それに基いて過去の歴史を解釈することによって、極 第二次世界大戦に至った日本の伝統の病理を批判するため

似た誤りを犯しているが、 たフロイトに対して、「文化的に獲得された抑圧を取り除き、 自立を抑圧することこそが、 あらゆる文明の基礎に対するもっとも致命的な攻撃⑽」であると非難している。ここにも、 るハイエクは、大陸西欧的な個の自立の思想を、文明を破壊する偽りの個人主義として強く批判している言。彼はま 実際、大陸西欧的な意味での、個の自立性や権利こそ、未開社会に最も特徴的な原理であり、 ハイエクの方が誤りが少ない、という一般的な傾向が現れている。 文明社会の最も大切な基盤である。 自然の欲動を解放する、というかれの基本的な狙いは、 ルールによる禁止の残余として個の権利をとらえて マルクスとハイエクは良く それを克服し、 個の

- たとえば、田中正司『アダム・スミスの自然法学』、御茶の水書房、 一九八八年、四二~七、一三〇頁、
- 囘 一二~八頁、三一二頁、参照。
- (4) (3) (2) (1) 中根千枝『社会人類学 ―― アジア諸社会の考察』、東京大学出版会、 一九八七年、五三頁以下、
- Childe, V.G., "The Urban Revolution," Town Planning Review, Vol. 21, 1950′参照

西欧については、エリアス『文明化の過程』、参照

- (6)ことはありえないので、彼のいう部族社会は事実上原始共同体に他ならないと考えるべきであろう。 ている (『法の立法と自由Ⅰ』、一四〇頁) が、しかし、一つの目的の支配する部族社会においては、生産手段の所有権が分散している ハイエクは、原始共産制社会が人類史の初めにあり、のちに財産制が生まれたとするマルクス主義的仮定が誤りであることは承知し
- ハイエク『法と立法と自由Ⅰ』、一五六頁。
- 小谷汪之『マルクスとアジア ――アジア的生産様式論争批判』、青木書店、一九七九年。同著『共同体と近代』、 青木書店、

九八

- 都出比呂志『日本農耕社会の成立過程』、岩波書店、一九八九年、 大塚久雄『共同体の基礎理論』、岩波書店、一九五五年、参照。 第五章、 終章、参照。
- (11) (10) (9) ハイエク『法と立法と自由Ⅲ』、二四一頁、参照。 ハイエク『個人主義と経済秩序』所収の「真の個人主義と偽りの個人主義」、参照。